



## IAS 第 1 号の改訂

国際会計基準審議会 (IASB) は、9 月に、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂版を公表し、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) との共同プロジェクトにおけるフェーズ A を完了させました。この改訂により、IAS 第 1 号と FAS 第 130 号「包括利益の報告」におけるいくつかの要素に関して整合が図られました。PwC のグローバル ACS センtralチームの Michelle Orozco が当改訂の主な内容とその影響について解説します。

### 影響

所有者との取引は、企業活動に関する取引と区別して分析されます。財務情報の利用者は、この新しい表示方法について、良く理解する必要があります。

この改訂では、「所有者 (owners)」を「資本に区分される金融商品の所有者 (the holders of instruments classified as equity)」と定義しています。この定義には持分保有者が含まれ、複合金融商品 (転換社債等) の保有者などが含まれる可能性があります。

以前に別個に認識収益費用計算書 (SoRIE) を提示している企業は、これに加えて、株主持分変動計算書の提供も要求されることとなります。これにより、以前は注記で提供されていた情報が、株主持分変動計算書で表示されることとなります。これらの企業は SoRIE に全く変更を加えないか、あるいは SoRIE と損益計算書を結合し一つの包括利益計算書にするかを選択できます。したがって、企業は、包括利益項目と所有者との取引による持分の変動の両方を含める株主持分変動計算書を提示することができなくなります。

この改訂では、包括利益の概念に関して、FAS 第 130 号との整合が図られています。しかしながら、それでもなお、いくつかの差異が存在します。例えば、FAS 第 130 号は、包括利益を株主持分変動計算書で表示する、第 3 のオプションを認めています。しかし一方で、改訂 IAS 第 1 号は、この第 3 のオプションを認めていません。また、一方の基準で要求されるものの、他方の基準では要求されない項目がいくつか存在します。例えば、改訂 IAS 第 1 号は、企業に対し、関連会社におけるその他の包括利益の各項目について、その持分を表示するよう要求していますが、FAS 第 130 号は、これに関して明確な指針を提供していません。

この改訂は、IAS 第 1 号の実際の適用に関するいくつかの問題 (金融商品に係る損益の表示など) について検討していません。これらの問題については、当プロジェクトのフェーズ B で扱われるかもしれません。しかしながら、フェーズ B の成果を見るまでには数年かかるかと予想され、それまでの間には意見の不一致が何度も生じると考えられます。また、これに加え、包括利益の各項目に関する税効果の見積もりでは、実務上いくつかの困難が生じる可能性があります。

この改訂では、財務情報の表示および主要財務諸表の名称について選択肢が認められているため、企業間の比較可能性が低下する可能性があります。

### 次のステップ

FASB は、当プロジェクトのフェーズ A について検討した文書を個別には公表しませんでした。FASB は、フェーズ A の決定事項を、フェーズ B の決定事項と共に公表する予定です。

### フェーズ B

IASB と FASB は、共同でフェーズ B に取り組んでおり、以下に示すような、より本質的な問題を検討しています。

- 各主要財務諸表の情報を合算する際に適用する首尾一貫した原則。
- 各主要財務諸表で報告しなければならない合計および小計。

- 営業キャッシュ・フローの表示を直接法あるいは間接法により行うことで、より有用な情報が提供されるかどうか。
- その他の包括利益項目を損益に組替えるべきかどうか。組替えなければならない場合には、組替える取引および事象の性質、および組替えの時期。

IASB は、来年早々に、ディスカッション・ペーパーを公表する予定です。

## フェーズ C

フェーズ C は、US GAAP における期中財務情報の表示および開示について検討する予定です。IASB は、IAS 第 34 号「中間財務報告」の要件について再検討する可能性があります。

改訂 IAS 第 1 号は、2009 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められます。また改訂 IAS 第 1 号の公表に伴い、5 つの IFRS と 23 の IAS および 10 の解釈指針が修正されました。

### IAS 第 1 号の主な改訂点

- 所有者の資格における所有者との取引から生じる持分の変動(配当および株式の買戻しなど)および税効果を、株主持分変動計算書で表示する。
- 「非所有者」持分の変動と関連する税効果を包括利益で表示する。\*
- 包括利益を、一計算書方式(包括利益計算書)あるいは二計算書方式(損益計算書および包括利益計算書)で表示する。
- 配当金額および 1 株当たり配当金額を、株主持分変動計算書あるいは注記で表示する。
- 修正再表示を行った場合、該当年度の期首時点の財政状態計算書(貸借対照表)を提供する。
- 組替修正額(リサイクル)および関連する法人税を、包括利益で開示する。

\* ある期間に関する包括利益に含まれる項目には、以下のようなものがある：当該期間の損益、また再評価剰余金の変動などの、以前は資本に計上していた「認識損益 (recognised income and expense)」項目；資本に認識される確定給付制度の保険数理差損益；在外営業活動体の財務諸表の換算により生じる損益；売却可能金融資産の再測定に係る損益；キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段に係る損益のうちの有効部分。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

〒108-0014  
東京都港区芝浦4丁目2-8  
住友不動産三田ツインビル東館13階  
電話:03-6858-0179(直通)  
メールアドレス:aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150ヶ国に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスコーパーズ(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供してまいります。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.